

各 位

トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する
暫定不当廉売関税に関する具体的取扱いについて

「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（令和 2 年政令第 208 号）の施行に伴い、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトリス（クロロプロピル）ホスフェートに対しては、令和 2 年 6 月 27 日から令和 2 年 10 月 26 日の間、暫定的な不当廉売関税が課されることとなりました。

当該取扱いにつきましては、「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて」（令和 2 年 6 月 26 日財関第 640 号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第 2919.90 号に掲げる物品のうちトリス（クロロプロピル）ホスフェート

2. 対象国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

3. 税率

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするもの 37.2%

4. 期間

令和 2 年 6 月 27 日から令和 2 年 10 月 26 日まで

5. システムを利用して行う輸入（納税）申告について

「内国消費税等種別コード（輸入）」欄に次のコードを入力する。

対象国等	NACCS 用コード
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産	S009001

問合せ先

通関総括第 1 部門（手続関係） TEL03-3599-6337

首席原産地調査官（原産地認定関係） TEL03-3599-6527